

＝ 大阪地検への抗議文 ＝

横路保慶検事が、被害者・告訴人の意向と事案の悪質さを全く無視して加害者を略式起訴し、非公開裁判で事件を終わらせた事への嚴重抗議

大阪地方検察庁 御中
検察官 検事 横路保慶 殿

2010（平成22）年8月26日（木）

提出者： 戸田久和（ひさよし）
住所 大阪府門真市新橋町12-18-207
職業 会社員（元門真市市議会議員）
電話 06-6907-7727
FAX 06-6907-7730

私は、去る4月7日夜にJR大阪駅南側歩道橋を帰路通行中に「在特会」や「主権回復会」らの集団に襲撃され、蹴られたりメガネを奪われた被害者であり、それについて4月30日に刑事告訴した告訴人です。

この事件については、ようやく7月13日に襲撃犯の1人である宮井将がメガネ窃盗で逮捕され、それを受けて7月17日に大阪府警「捜査本部」で初めての「被害者への事情聴取と調書作成」がなされ、その後7月28日付けで貴検察庁の横路保慶検事より「宮井を7/28に器物損壊罪で起訴した」旨の処分通知が届き、これでやっと裁判で犯行事実の究明と処罰がなされる、とほっとしたところでした。

ところが、8/2（月）に貴検察庁に電話で問い合わせたところ、この「起訴」が何と略式起訴であり、7/28起訴同日の略式裁判で「罰金10万円」の判決がなされて終了した事を初めて知り、当方は驚き落胆し、大きな憤りを持ちました。

横路保慶検事と貴検察庁による加害者宮井将への略式起訴は、以下に述べるように全く不当であり、断じて許せません。ここに強く抗議します。

1：この4/30告訴にあたっては、襲撃時の実況動画の画像データ、被告十数人の顔写真やデータ、襲撃現場の見取り図などを添えた4ページに渡る詳細な告訴状を貴検察庁に持参して「特捜部・直告担当」と対応し、事件の悪質さと当方の厳しい処罰感情を十分に伝えた。

その際に、この時点での告訴状は貴検察庁宛にしていたが、藤原博規氏が曾根崎署に問い合わせた同署で捜査中であることを確認して曾根崎署長宛の告訴状に変更する事を提起したため、当方はそれに従って曾根崎警察署長宛の告訴状に変更し、同署に対して刑事告訴を行なったものである。

また、7/17の被害者聴取と調書作成においても、同日に提出した「7/17追加書面」（「4/30告訴状への追加書面」）においても、加害者を逮捕起訴して嚴重に処罰する事を重ねて求めている。

2：加害者の宮井将（まさる）は7/13逮捕での取り調べでメガネを窃盗した事を認め、翌7/14夜に釈放されているが、釈放後も被害者告訴人たる私に対して全く謝罪の連絡もないし、6万5000円のメガネ損害への賠償も全くなされないままである。

当方のメガネは、「宮井将が窃盗した事を認めた」と報道されているにも拘わらず、所在不明のままであり、当方はメガネ喪失の被害を被ったままになっている。

3：加害者が被害者に謝罪したり弁償したりして、被害者が寛大な処罰を求めた場合ならいざ知らず、被害者に何の謝罪も弁償もせず、己の所業を全く反省していない宮井将（その証拠に、最近でも「朝鮮初級学校襲撃事件」での在特会や主権回復会の4人逮捕に対して「4人は何も悪くない！」と騒ぎまくる行動にはぬけぬけと参加している）に対して、横路保慶検事が被害者・告訴人の意見を聞く事もなく勝手に「略式起訴」を選択・実行したのは、全く不当である。

4：そもそも宮井将の犯行は「集団襲撃事件」の一局面として為されたものであるのに、十数人に及ぶ暴行罪での被告訴人の逮捕も無く、被害者告訴人への警察の事情聴取すらしてない7/14段階での宮井将釈放を容認して襲撃犯一味の口裏合わせや罪障隠滅を容易にし、さらに暴行罪についての被害者の調査作成すら為されていない7/28段階で、早々と宮井将だけを略式起訴して略式裁判にかけて一件終了させてしまう事は、集団襲撃事件全体の捜査検挙・公判維持にあえて著しい困難を与えてしまう事が明白であり、横路保慶検事と貴検察庁の判断は、この集団襲撃事件のまっとうな捜査検挙を握り潰してしまう意図ではないかと強く疑わざるを得ない。

5：略式起訴は即日の略式裁判に直結するものであり、しかもその略式裁判は非公開即決で行なわれるから、被害者告訴人は裁判傍聴も出来ず、事件の真相を知る事もできない。

一方加害者の宮井将は被害者告訴人にも報道機関にも何も知られる事無く、僅か10万円の罰金で全てを終了させ、被害者への謝罪も弁償もせずに大手を振って自由に振る舞えるのである。

これほど理不尽な事はない。

本件のような悪質な暴力事件においては「裁判公開の原則」が厳密に適用されるべきなのに、横路保慶検事と貴検察庁はこれを踏みにじったのである。

6：被害者告訴人たる当方は、被害の賠償をさせるためには自分で民事の損害訴訟を起こさねばならない。それ自体は今の司法制度ではやむを得ないとはいえ、起訴内容や宮井の供述内容という基本的な事を知るだけでも自分で検察庁に事件資料の提供を申請し、2週間ほど待たされて非常識なほど高額なコピー料金を払わねばならないという時間・手間は、ひとえに横路保慶検事と貴検察庁が略式起訴という不当な選択をしたが故に被せられた負担である。

その一方で、加害者への「罰金10万円」は被害者の鼻先で国が収受するのみである。

まさにこの略式起訴は、暴力被害者に対する侮辱と嫌がらせに等しく、激しい怒りを禁じ得ない。

7：襲撃犯一味は当方提出の諸書面にもある通り、自分らの暴力犯罪をネット動画にも盛んに上げて誇示自慢し、「多数の警官の目の前で、白昼公然たる街頭での、1人の人間を多数で襲撃する」犯罪をエスカレートさせている悪質な常習犯であるが、その一員である宮井将が逮捕されたにも拘わらず、7/28略式起訴のおかげで宮井1人だけの非公開の略式裁判・罰金10万円でコトが済み、他の襲撃犯に検挙が及ばなかった、という事実によって、襲撃犯一味の集団暴行がさらに助長されている事実がある。

その顕著な一例が、「8/4追加書面」で示した「枚方市駅前集団暴行事件」であり、被告訴人の荒巻靖彦ら加害者集団は、7/31枚方市駅前街宣の時に街頭で聞いていただけの市民1人に対して集団で出向いて襲撃をかける事を少なくとも3度に渡って（別々の市民に）行なっている。

これは「自分らに賛同的でない聴衆は暴力でやっつける」、という驚くべき暴力エスカレートであり、しかもこれを多数の警官の目の前で白昼公然たる街頭で行なっているのである。

関東でも、他の地方でも同様の事例が起こっている。

これらは、まぎれもなく「7/28略式起訴」が「集団暴行して動画証拠豊富でも、せいぜい1人逮捕ですぐ釈放し略式起訴・非公開の略式裁判で終了するよ」という悪しきサインを発信してしまった事の反映である。

横路保慶検事と貴検察庁はこれを猛省せよ！暴力被害拡大を謝罪する気持ちを持って！

8：貴検察庁は、せめて今後は、被害者告訴人たる当方の訴えに真摯に耳を傾けて4/7襲撃犯に対して厳正に検挙起訴し、公開の法廷で厳しい処罰を追及されたい。

また当方が宮井将への民事賠償訴訟を起こすにあたって、十分に親切丁寧に資料提供などの協力をされたい。

補足：この抗議文は配達証明付き郵便で郵送する。資料として、当方が曾根崎警察署長宛に提出した・「8/4書面」と・「甲第22号証」、および「大阪地裁宛の8/26抗議文」も同封する。

また、略式起訴だった事を知ってすぐに抗議文を送りたかったが、日々の生活の中で作成が今日まで遅れてしまったものであることを付言しておく。